

電気供給約款別紙（中国電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 中国 のむシリカ電力 お得電化

1. この実施要綱の適用エリア

岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除く）、
兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（中国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

(イ) または (ロ) の場合に該当し、かつ (ハ) に該当する需要で、お客さまが1年を通じて本プランの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(イ) 最大需要容量6キロボルトアンペア未満の場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(ロ) 電灯需要（契約電力6キロワット以上）の場合

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。ただし、お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、次のいずれかの値（以下「みなし契約電力」といいます。）が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であることとします（この場合には、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）。

① 本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定した契約容量

② 本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定した契約容量

(b) 1需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合は、電灯需要（契約電力6キロワット以上）の契約電力（お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際はみなし契約電力といたします。）と低圧電力等の契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ハ) 次のいずれにも該当すること。

(a) この実施要綱別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）

す。)またはこの実施要綱別表2(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

(b)ニ(季節区分および時間帯区分)に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。

(c)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、この実施要綱別表4(みなし契約電力の算定)によって算定されたみなし契約電力が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は、みなし契約電力と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ) 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりといたします。

①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

②その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

①デイトタイム

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

ただし、この実施要綱別表3(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。

②ナイトタイム

デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

③ホリデータイム

この実施要綱別表3（休日等）に定める日の全ての時間をいいます。

ホ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	1,903円08銭
上記をこえる1キロワットにつき	459円66銭

(b)電力量料金単価

① デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時につき	46円09銭	44円06銭

② ナイトタイム

1 キロワット時につき	30円13銭
-------------	--------

③ ホリデータイム

1 キロワット時につき	30円13銭
-------------	--------

へ) 使用電力量等の計量および算定

(a) 使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(g)および(h)の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値とします。

① お客さまが不在等のため検針できず、検針に伺った日に検針を行なったとみなす場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算します（その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。）。ただし、本供給約款16（料金の算定）(1)イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

② 当該一般送配電事業者等が、特別の事情があり検針を行わなかった場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします（その1月に夏季および

びその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。)。ただし、本供給約款16(料金の算定)(1)イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

- (b) 30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (c) 料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量の最大値を2倍した値といたします。
- (d) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (e) 最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット以下となるときは、最大使用電力を0.5キロワットといたします。
- (f) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (g) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大使用電力は、(h)の場合を除き、次によります。
 - ① 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした計量器ごとに(a)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
 - ② 料金の算定期間における最大使用電力は、取付けおよび取外しした計量器ごとに(c)に準じて算定された最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (h) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところによりお客さまと当社との協議によって定めます。

ト) 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(a) 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、この実施要綱別表1(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (b) この実施要綱別表1(夜間蓄熱式機器)(1)の「主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前8時までの間とすることのできる装置を取り付けた場合

- (c) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当該一般送配電事業者等に申し出ていただきます。
- (d) 当社は、この実施要綱別表1(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させてい

ただく場合がございます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

チ) オフピーク蓄熱式電気温水器

- (a) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、この実施要綱別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (b) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当該一般送配電事業者等に申し出ていただきます。
- (c) 当社は、この実施要綱別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただく場合がございます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

リ) その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 休日等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

4 みなし契約電力の算定

みなし契約電力は、原則として、次の(1)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(2)によってえ

た値以上となる場合は、(1)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)

(1)によってえた値 + (2)によってえた値 × 0.1

(1) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則としてこの実施要綱別表1(夜間蓄熱式機器)のお客さまが新たに電気の需給契約を希望される際に準じて算定された値

(2) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)。ただし、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が、電灯または小型機器を使用する需要で、6キロボルトアンペア未満である場合には、

(1)の値は、その最大需要容量にもとづき定めます。なお、最大需要容量は、電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)に準じてえた値といたします。